

告示

埼玉県告示第六百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年五月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
柴崎循環器科泌尿器科医院	名	柴崎外科循環器科医院	柴崎循環器科泌尿器科医院
伊勢医科歯科クリニック	名称	伊勢歯科クリニック	伊勢医科歯科クリニック

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
内田 京子	東京都北区中里二丁目三十三番五号室	Massage治療院 駒込	Massage治療院 駒込	東京都日野市万願寺六丁目一六番七ファーストマンション一〇三号室